

年度モニタリング(令和4年度)

施設名称	北志津児童センター 北志津児童センター学童保育所外7学童保育所
施設概要	<p>【児童センター】 所在地:〒285-0855 千葉県佐倉市井野794-1 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積:20,236㎡ 延床面積:2,577㎡(センター部分609㎡) 建築年月:昭和62年12月 施設内容:1階:事務室、児童室、図書室、遊戯室 附帯設備:駐車場(102台収容)</p> <p>【北志津児童センター学童保育所】 名称 佐倉市立北志津児童センター学童保育所 所在地 〒285-0038 佐倉市井野794番地1(北志津児童センター内) 施設構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積 20,236㎡(志津コミュニティセンター) 延床面積 609㎡(学童保育部分97㎡) 建築年月 昭和62年9月 開設年月 昭和63年3月 施設内容 学童保育室(1部屋) 基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道 ガス:都市ガス、電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ 定員 65名 対象学年 1年生～6年生</p> <p>【小竹学童保育所】 名称 佐倉市立小竹学童保育所 所在地 〒285-0858 佐倉市立ユーカーが丘5丁目5番1号(小竹小学校内) 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上4階建 敷地面積 20,701㎡ 延床面積 6,227㎡(学童保育部分186㎡) 建築年月 昭和58年3月 開設年月 平成18年12月 施設内容 学童保育室(2部屋) 基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道 ガス:都市ガス、電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ 定員 60名 対象学年 1年生～6年生</p> <p>【井野学童保育所】 名称 佐倉市立井野学童保育所 所在地 〒285-0850 佐倉市立西ユーカーが丘3丁目1番6号(単独施設、井野小学校敷地内) 施設構造 鉄骨造 地上1階建 敷地面積 33,604㎡ 延床面積 120㎡ 建築年月 平成15年3月 開設年月 平成15年4月 施設内容 学童保育室(1部屋) 基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道 ガス:都市ガス、電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ 定員 50名 対象学年 1年生～3年生</p> <p>【志津学童保育所】 名称 佐倉市立志津学童保育所 所在地 〒285-0854佐倉市上座1156番地2(志津小学校内) 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積 22,397㎡ 延床面積 1,331㎡(学童保育部分 131㎡) 建築年月 昭和49年12月 開設年月 平成27年4月1日 施設内容 学童保育室(1部屋) 基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、 ガス:液化天然ガス、電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ 定員 40名 対象学年 1年生～6年生</p> <p>【青菅学童保育所】 名称 佐倉市立青菅学童保育所 所在地 〒285-0850佐倉市宮ノ台1丁目17番1号(青菅小学校内) 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積 27,003㎡ 延床面積 2,827㎡(学童保育部分 85㎡) 定員 35名 対象学年 3年生～6年生</p> <p>【第二青菅学童保育所】 名称 佐倉市立第二青菅学童保育所 所在地 〒285-0850佐倉市宮ノ台1丁目17番10号(青菅小学校敷地内) 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積 27,003㎡ 延床面積 2,827㎡(学童保育部分 85㎡) 定員 50名 対象学年 1年生～2年生</p> <p>【第三青菅学童保育所】 名称 佐倉市立第三青菅学童保育所 所在地 〒285-0850佐倉市宮ノ台1丁目17番10号(青菅小学校敷地内) 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積 27,003㎡ 延床面積 2,827㎡(学童保育部分 85㎡) 定員 50名 対象学年 1年生～2年生</p> <p>【佐倉市立第二井野学童保育所】 名称 佐倉市立第二井野学童保育所 所在地 〒285-0855佐倉市ユーカーが丘6-4-1 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積 27,003㎡ 延床面積 2,827㎡(学童保育部分 85㎡) 定員 40名 対象学年 1年生～6年生</p>

施設の設置目的	児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設である。 学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とする。
指定管理者	ワイエム総合サービス株式会社
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日
委託料	439,458,000円(令和4年度支払額 93,836,795円)
市所管課	佐倉市こども支援部こども保育課
第三者	北志津児童センター運営委員会

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

※記載箇所欄について、業務基準書が2種類あるため、学童保育所の基準書の記載箇所を記載することとし、ページ数が異なる場合には児童センターの記載箇所を追記の上で(児)を記載する。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館） 時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(3)	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	管理範囲区分を確認し、適切に管理しております。
	記載箇所	業務基準書 II-1-(2), ※児童センターのみ II-1-(5)も含む	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	新型コロナウイルス感染対策の緩和を受け、児童センター遊戯室の入室制限は解除して運営をしております。
	記載箇所	業務基準書 II-1-(4)	
利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。			

適正利用	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(2) Ⅱ-1-(6)(児)
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(2) Ⅱ-1-(6)(児)
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-1-(7) Ⅱ-1-(5)(児)
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(1),(2),(4)
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	児童センター、学童は開館前、閉館後に行っております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(1)
定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。			

清掃	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	児童センターはコミセン管理ですが、学童、遊戯室、図書室と毎日清掃、感染症予防を行っております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(1)+別紙1
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(2)
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	できるだけ廃棄をなくすようにゴミを分別し、児童センターで学童の物も確認しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)+別紙1
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(1)~(11)

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(3)	
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	児童センターの中庭や外観は適宜伐採等を行っております。
	記載箇所	業務基準書 II-2-(4)	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(5), (6)	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(5), (6)	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	点検で出た不具合は適宜報告を行い、修繕しております。
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	点検で出た不具合は適宜報告を行い、修繕しております。
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	消耗品に関しては児童センターで管理し、適宜補充を行っております。
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	自社警備にて巡回及び施錠管理を行っております。
	記載箇所	業務基準書	II-2-(7) II-2-(8)(児)
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	自社警備にて巡回及び施錠確認を行っております。
	記載箇所	業務基準書	II-2-(7) II-2-(8)(児)
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	自社設備にて法定点検を実施しております。
	記載箇所	業務基準書	II-2-(9)

保守点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	点検で出た不具合は適宜報告を行い、修繕しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	毎月安全点検を各施設行っております。特にございません。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)
安全点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	毎月安全点検を各施設行っております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)
駐車場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(10)
駐車場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(10)

### 3 施設運營業務に関する基準

利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(1)(2) Ⅱ-3-(1)(児)
利用 料 金 徴 収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(1), ※学童保育所のみ Ⅱ-3-(2)も含む
利用 料 金 徴 収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	2022年9月より口座引き落としとし、できるだけ現金の取扱いがないようにしています。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(1), ※学童保育所のみ Ⅱ-3-(2)も含む
利用 料 金 徴 収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	2022年9月より口座引き落としとし、できるだけ現金の取扱いがないようにするため、保護者にも通知および口頭で周知を行い、減免に関しても入所面談で、対象外の方にも必ず確認を行っております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(2) ※学童保育所のみ
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	物品販売、寄付の募集は行っておらず、広告関係、配布に関しても1つ1つ確認して配布可能かどうか確認しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(8) ※北志津児童センターのみ

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	毎日記載し、1週間に一度は確認、整理をし、定置管理、保管しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(6) Ⅱ-3-(9)(児)
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	マチコミを活用しながらも重要な物は配布、掲示を行っております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(7) Ⅱ-3-(10)(児)
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	毎月HPのブログにて各学童、最低2回更新、発信しており、掲示に関しても必要に応じて更新しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(7) Ⅱ-3-(10)(児)
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(7) Ⅱ-3-(10)(児)
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	毎月HPのブログにて各学童、最低2回更新、発信しており、掲示に関しても必要に応じて更新しております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(7) Ⅱ-3-(10)(児)

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(8) Ⅱ-3-(11)(児)
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(8) Ⅱ-3-(11)(児)
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(8) Ⅱ-3-(11)(児)
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(8) Ⅱ-3-(11)(児)
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(3),(4) Ⅱ-3-(2)(児)

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(3),(4) Ⅱ-3-(2)(児)
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(9) Ⅱ-3-(12)(児)
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(9) Ⅱ-3-(12)(児)
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-4-(2)
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-4-(3)

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-5
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-6
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-6
Ⅱ 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1-(1)

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1-(1)
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1-(1)
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(1) Ⅲ-1-(2)(児)
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1-(2) Ⅲ-1-(3)(児)
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(2) Ⅲ-2-(1),(2)(児)

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(3)
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(4)
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	スタッフ全員同様のエプロンを着用し、清潔感を出した制服で業務にあたっている。
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(6)
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	必要に応じて応対力研修を実施し、全体で挨拶やマナーに関して徹底している。
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(6)
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3-(1)

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3-(2)
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3-(3)
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	各小学校とは毎年4月に挨拶及び共有事項の確認を行い、小学校と連携。保護者や住民の方々ともボランティアを通して交流を重ね、連携が取れるように対応している。
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-4
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(1)

体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(2)
体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(2)
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(2)
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(4)
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(5)

6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準

守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(1)
個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(2)
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(3)
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	HPにて機関紙の掲示、ブログの更新をしております。
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(3)
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(4)

情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウイルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(4)

#### 7 事業計画及び事業報告に関する基準

資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	B	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-7-(1),(2)

資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-7-(1),(2)

#### 8 連絡調整に関する基準

連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-7-(1),(2)

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>業務基準書に沿って運営をしております。          児童センターにおいては、子ども達のための児童館として親しみを持っていただく為に入口付近には遊戯室内のすくすく広場・ちびっこ広場の活動で製作した物を織り交ぜた壁面や各学童の在籍児童が製作した壁面で月替わりの装飾を行い、子どもたちの活動がより伝わるようにしております。          学童保育所において児童の日々の様子を注視している中で、子どもの様子や変化などについては、随時連絡を取り合い、小学校のクラス担任と相談し、小学校と共同指導ができるように連携を強化しております。各小学校の校長・教頭との共通事項を確認する時間を設け、その話し合いの結果として共有・連携事項を作成し、緊急時にも各小学校と連携して早急な対応ができるようにしております。また児童の安全を図れるように登所してくる時間や登所予定を確認し、抜けがないように対応しております。          今年度についてはコロナウイルス感染症拡大の影響の為、利用者の方に遊びの提供が出来なかったり、制限がある中での利用となってしまっておりますが、まずは安全に安心して北志津児童センターを利用していただけようようにすることを目的とし、消毒作業や換気の徹底を行いながらも、利用者の方々が利用しやすいように利用制限はある中ではございますが、利用方法を玄関やWebで公開し、利用しやすい環境を整えました。その結果、利用者の方からは「安心して利用できる」との声をいただいております。その結果毎日利用制限いっぱいの方々に利用していただき、制限解除できた際にも、安心・安全を第一に子ども達の笑顔が多く見られる施設を目指してまいります。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>児童センター、学童保育所共に、業務基準書に沿った適切な運営が行われていましたが、市への提出書類の数値誤りや提出の遅れが今年度は数回見られました。この点については今後改善をお願いしたいと思います。          情報発信、地域や小学校との連携は以前から積極的に行われており、今後も利用者が安全かつ安心して利用できる施設運営が期待できます。</p>

## ②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人) 児童センター	57,166	40,000	35,356	61.8%	88.4%
実利用者数(人) 学童保育所	44,322	25,000	49,634	112.0%	198.5%
登録児童数 (北志津学童)	63	60	59	93.7%	98.3%
(井野学童)	52	50	52	100.0%	104.0%
(小竹学童)	60	55	59	98.3%	107.3%
(志津学童)	28	20	36	128.6%	180.0%
(青菅学童)	25	30	32	128.0%	106.7%
(第二青菅学童)	32	35	30	93.8%	85.7%
(第三青菅学童)	31	35	31	100.0%	88.6%
(第二井野学童)	17	20	20	117.6%	100.0%
利用料金収入(円)	23,974,800	24,595,000	26,082,450	108.8%	106.0%
減免件数(件)	524	600	960	183.2%	160.0%

### 意見記述欄

指定管理者	<p>北志津児童センターに関しては、コロナ禍で制限を掛けた形での運営になっており、利用人数としては少ないですが、利用者の声にお答えしながら対応しております。北志津児童センターとしては利用者に寄り添い、ベテラン社員を置くことにより、他施設では出来ない保護者とのコミュニケーションを感染対策をした上で多くとり、少しずつでも利用者が利用したくなる、保護者に寄り添える児童センターを目指してまいります。</p> <p>保護者の就労の為、学童保育所では人数も多くなってきております。それぞれの学童で共有し、情報交換を密にすることで安心して預けられる場所を提供しております。またその中でも各施設の指導員の特徴を生かし、きめ細かな保育ができるように今後も指導員の質向上研修等を行い、保育の質の向上を目指してまいります。</p>
佐倉市	<p>児童センターでは、前年度よりも新型コロナの感染者数が増加するなど厳しい状況ではありましたが、計画値の9割近い実績をあげることができました。日頃からの徹底した消毒や清掃等感染対策が適切に行われていたため、利用者も安心して利用ができたのだと思います。</p> <p>学童保育所の利用実績は、全体的に前年度より高くなっています。今後も利用希望者は増えることが見込まれますので、利用者のニーズに応じたきめ細やかな対応を継続してもらえればと思います。</p>

### ③経営分析(児童センター)

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	28,375,783	28,607,944	31,883,418	112.4%	111.4%
支出(円)	35,305,924	27,895,600	38,960,096	110.4%	139.7%
収支(円) 〈収入-支出〉	-6,930,141	712,344	-7,076,678	102.1%	-
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	-	-	-	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	84.1%	74.4%	82.1%	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	-	-	-	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	617.6	701.8	1,101.9	178.4%	157.0%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	496.2	709.0	901.3	181.6%	127.1%

#### 意見記述欄

指定管理者	<p>児童センターの運営としては引き続き制限を掛けながらではございますが、感染症予防に配慮し消毒を行いながら運営を行いました。保育の質は保ちつつ、可能な限り人件費の削減に努め、経営面での改善を行うことができました。利用されている方々が不安にならないよう、児童館での児童や幼児親子対応の質を高め、事故怪我等ないよう安全にも十分留意した配置にしております。また、経験年数の多い、利用者からも信頼されている職員を配置することにより、コロナ禍の中で子育てをする保護者への不安の払拭や相談対応等も行うことが出来ております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為に措置を徹底しながらの開館という面においては、仕方がないことだと感じております。今後は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮しつつも利用者の方々が少しでも安心して利用できる施設を目指します。</p>
佐倉市	<p>前年度に続き感染対策を行いながらの施設運営となり、収支がマイナスとなっておりますが、事業の継続や利用者の要望に答えるサービス等を継続した結果であるため、これについては仕方がないことではと考えています。利用制限の緩和により、今後は利用者の更なる増加が見込まれます。サービスの質の維持と収支の改善を図ることは簡単なことではないと思っておりますが、双方のバランスがとれた運営が実現できることを期待しています。</p>

### ③経営分析(学童保育所)

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	87,488,797	89,502,851	90,358,731	103.3%	101.0%
支出(円)	69,171,585	89,146,300	68,255,421	98.7%	76.6%
収支(円) 〈収入-支出〉	18,317,212	356,551	22,103,310	120.7%	6199.2%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	27.4%	27.4%	28.8%	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	79.5%	76.6%	83.6%	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	-	-	-	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/登録児童数)	224,583	292,282	213,966	95.3%	73.2%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/登録児童数)	202,255	212,286	198,536	98.2%	93.5%

#### 意見記述欄

指定管理者	<p>放課後児童支援員の研修や情報共有会議を行い、各学童にばらつきが出ないように保育の質は保ちつつ、可能な限り人件費の削減に努め、経営面での改善を行うことができました。</p> <p>コスト面については昨今の光熱水費の値上がりによって、水道光熱費が上がっておりますが、消耗品としてはコピー用紙を削減できるように会議中はデータ共有を行い、紙の使用をできるだけ削減できるようにしております。コロナウイルス感染症予防の為の措置を徹底しながらも安心して預けられる学童の運営を行うことは学童保育所の使命だと感じております。今後もコロナウイルス感染症拡大の影響を考慮しつつも学童でできる児童の思い出を作れるように最大限努力してまいります。</p>
佐倉市	<p>光熱水費の上昇、物価高による影響を受けながらも、不要なコストの削減のおかげで収支はプラスとなっています。</p> <p>学童の利用率は年々上がっており、利用児童増加も見込まれます。支出の削減に努めることは大切なことではありますが、それを意識するあまり必要なサービスが行き届かないということにならないよう注意しながら、施設運営を継続していただければと思います。</p>

#### ④業務実施状況確認

##### 【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
ベビーサイン・赤ちゃんと一緒にママヨガ(児童センター)	乳児親子向けの事業のひとつであり、他施設等では有料で高額なため、喜んで体験される方が多くありました。
親子でふれあいママビクス、親子でエクササイズ(児童センター)	乳幼児が親子でふれあいながら楽しめるイベントを講師の方に依頼して行い、こちらも無料で本格的なものが体験できる為、好評でした。
小学生運動遊び教室(児童センター)	講師を地域のサッカースクールコーチに依頼して行いました。知名度もあるスクールの為、保護者に喜ばれ、子ども達からは「楽しかった」「来年も参加したい！」と言う声が多くありました。
教えてタイム(救命救急・歯科・栄養)(児童センター)	子育てに悩む保護者の為に集団へのおはなしプラス個別相談という形で日々の子育ての悩みを解消できるように時間を設けております。
夏休みおたのしみ企画(児童センター)	夏の長い長期休み時には特別企画として5つの申し込み制のイベントとチャレンジタイムという日々の工作や遊びの提案をする時間を設けました。普段は放課後しか来られない小学生は積極的に参加していました。
学童保育所合同行事(学童保育所)	夏祭りはコロナウイルスの感染状況を踏まえ中止となりましたが、5月の低学年・高学年合同行事と1月の豆まき会を感染対策を徹底しながら実施いたしました。コロナ禍で久しぶりの開催となりましたが、子どもたちからは「楽しかった。」との声を多くいただきました。
学童クッキング(学童保育所)	冬休みと春休み期間には、各学童で感染症対策を徹底しながら実施しました。カレーやカップケーキなど自分たちが作ったものをお友達と楽しそうに食べる姿が見られました。
素話(学童保育所)	夏季の読み聞かせは感染拡大があり、できませんでしたが、ボランティアさんに依頼し、素話をさせていただきました。絵本や紙芝居等普段あまり本を読まない子ども達も集中してお話の世界に入り込んでいる様子が伺えました。

##### 【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
すくすく広場(児童センター)	0歳の保護者の方たちの悩みを聞いたり、同年代の乳児をもつ親の交流を通して、児童センターがコミュニティ広場となり、親子での交流を行っている。また、児童センターで知り合った親子同士で、また一緒に来ることも多くなり情報交換の場になっておりました。
ちびっこ広場(児童センター)	1歳から未就学児童の親子の交流を目的に企画、活動しており、0歳のすくすく広場からの知り合いと一緒に来て、遊んで帰ったり、家では出来ないトランポリン等楽しんでおります。幼稚園のプレ保育を利用する幼児が多くなっており、ちびっこ広場への参加としては減っております。
けん玉教室・一輪車教室(児童センター)	ボランティアさんとの関わりの中で昔遊びの楽しさや世代交流を楽しんでおこなっていた。また一輪車教室では小学生の体力増進活動もねらいに行いながらも、プロの講師の方に来ていただき、初心者でもわかりやすく、その後来館し、個人で練習している児童も多くなりました。
ワンパクまつりに向けた学童参加(学童保育所)	3年ぶりの開催となり、オープニングのダンスで学童有志が参加しました。学童室でダンスの練習をたくさんし、当日は50人の参加者と盛大に披露いたしました。
お迎え時のお茶会(学童保育所)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
みんなで遊ぼう(学童保育所)	学童の異年齢保育の良さを生かし、学童でしか出来ない集団遊びを通して、遊びの中で仲間、友だちを作り、学童生活の場がより楽しくなることを目的に行ったことで、いつも遊びに自分から入れない子どもも一緒に遊ぶことができ、自由時間でも遊ぶ姿が見られるようになってきました。
避難訓練(学童保育所)	火災・地震・不審者対応の避難訓練を実施いたしました。各2回ずつとし、1回目は学習・2回目実践を分ける事で子ども達の危機管理も身につけられるようにしております。

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童センターではコロナ感染拡大防止のため、制限を掛けた運営を行っていましたが、制限のある中でも利用者に人気のあるチャレンジタイムを普段から出来るようにしたり、すくすく広場等も予約していただいた中で少人数ではありますが、利用者にとって大切なコミュニティの場であり、同世代の利用者の方々のためになるすくすく広場、ちびっこ広場も利用者に合わせて活動ができるよう毎月のインストラクター会議にて話し合い対応しております。コロナ禍で交流が難しいところではございましたが、少しでも児童センターがそういう場にできることで喜んでいただきました。</li> <li>・コロナ禍でも運動教室やキッズピクス等感染症対策を行いながらも講師にお願いし、本格的な活動にすることで利用者の方に喜んでいただき、その後の利用にも繋がっております。</li> <li>・児童センターの大イベントであるワンパクまつりも3年ぶりに開催し、感染防止のため制限をかけた中での開催ができました。ボランティアの方々からもたくさんのご協力をいただき、2,000人が来場いたしました。</li> </ul>
<p>佐倉市</p>	<p>利用制限が続き厳しい状況が続く中、可能な限り事業やイベントが実施できるよう大変努力されてきました。その結果、3年ぶりのワンパクまつりの開催を実現させたことはとても素晴らしいことだと思います。</p> <p>今後も多くの方が満足できる事業の実施、イベントの開催ができるよう期待しております。</p>

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	利用者・保護者へのアンケート実施
回答数等	254名
実施結果	重大な問題等は見られなかったが、今回いただいたご意見を真摯に受け止め、より良い運営の為に尽力していく。

回答者の意見等	対応策等
<b>児童センター</b>	
・習い事でバスケをしているから、バスケットゴールがほしい。(練習がしたい) ・ブランコがほしい。	ブランコやバスケットゴールは北志津児童センターにはありませんが、利用者が安全に遊べる遊具を設置できるようにして参ります。
・宿題ができる場所がほしい。 ・本を読めるところがほしい。	学習スペースのような場所が確保できるよう検討してまいります。
・室内でお菓子を食べれるようになりたい。 ・おかしは、なぜたべれない？	子どもの安全を第一と考えさせていただいております。
・コロナ感染予防用に小さい窓口(入口側)ができてからお互い顔が見えないせいか、対応に疑問。最近はこの図書館を使用している。書籍も少なくなっており、必要性についてご検討下さい。	職員の対応につきましては研修等を行い、改善していくようにいたします。
・図書室がせまい。もう少し広くて、在書をふやしてほしい。 ・図書予約・リクエストカードを常時置いてほしい(月曜日とか時間外でも)	図書室をご利用の方には、ご不便をお掛けいたしまして大変申し訳ございません。地域の学童利用児童の増加により、従前の学童保育所のみで対応する事が困難になり、子供たちの安全を守る為と待機児童の解消の為やむを得ず、北志津児童センターの学童室と図書室の配置替えを行いました。図書室のスペースは狭くなっており、どの利用者の方にも気持ちよく図書室を利用していただけるように利用者が感染しない対策を行いながら、窓対応、実際に本を観て借りていただけるスペース作りをしてまいります。
・男性用トイレにも幼児用トイレがあると素敵です。 ・おむつ替えスペースがもっとあると助かります。	幼児用トイレやおむつ替えスペースの件に関しましては、志津コミュニティセンターとの共有部分にもなっている為、志津コミュニティセンターや佐倉市役所とも協議をしていくようにいたします。
・駐車場、ダンスが多く満車多し。	志津コミュニティセンターとも協議していくようにいたします。
・もう少しHPが充実しているとありがたいです。	HPの更新や内容を充実させていろいろな情報を発信できるようにいたします。
・地域内交流の場としてもっとイベントを施策して下さい(公民館なみにしてください)	インストラクターとも日々子どもたちが楽しめるような遊びや地域の方々の交流が図れるようなイベントを検討させていただきます。
・赤ちゃんDAYの予約がなかなか取れず、参加したくても出来ない。枠を2部制にする等、参加者の人数が増えると嬉しい。 ・コロナの関係で難しいと思いますが、15人の上限でなかなか満員で参加できなく残念なことがあり・・・コロナが落ち着いたら参加可能人数をふやしていただけると嬉しいです。	コロナ禍で制限を設けさせていただいております。利用者にはご迷惑をおかけいたしますが今後は少しずつ制限の緩和をしてより多くの利用者にご利用していただけるようにしてまいります。
・金曜日、ハイハイレースと計測が同じ日だと月齢が低いと(ハイハイできないと)行きにくいです。 小さい時ほど体重知りたいのに・・・！って思っていました。	ハイハイができないお子様でも気軽に来ていただけるよう別日にするなど対応を考えてまいります。
・図書館の方へお願いします。蔵本の帯をお手数でも貼付下されば幸いです。山梨の甲府図書館ではその様になっていて、とても良い事と感じて、佐倉でもお願いできればと申し出させていただきました。	志津図書館等とも相談しながら対応できるように検討させていただきます。
・ユーカリプラザ？(OKがある場所)でも予約の本が借りれたら良いです。市の出張所もあるので。	現状そこに職員を配置することや本をどのように搬送するかなどの課題がありますが、対応を考えてまいりたいと思います。

学童保育所	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・将棋教室、けん玉、こま、工作などミニ教室を月一回位で行ってほしい。</li> <li>・スポーツ教室、英語教室などを開いてほしい。</li> <li>・長期休み時に近所で達人・上手な人がいたら呼んで教えてほしい。</li> </ul>	<p>感染症対策の観点から、ここ数年将棋教室などボランティアの方々による催しは自粛しておりましたが、今後感染症の状況を鑑みながら検討して参ります。工作に関しては、指導員が中心となり、希望する児童に遊びの一つとして提供しております。より多くの子どもたちに参加してもらえるよう、声掛けを一層強化して参ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供がもっと外遊びがしたいと言っていました。</li> </ul>	<p>北志津児童センター学童保育所では、日中は下校時刻との兼ね合いで中庭に遊びに出ることが難しいため、夕方以降に閉館後の遊戯室での遊びを中心に活動しております。小学校の早帰りや一日保育の際には、コミュニティセンターのグラウンドがもし空いていればお借りするなど、積極的に外遊びに出られるよう工夫して参ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童のエアコンが故障していることについて、どのような対応をとっているのかその後の進捗状況を説明して欲しい。早く修理してほしい!!</li> </ul> <p>学童室のエアコンが故障していて、夏は暑く、冬は寒い環境の中で保育されていると子供や学童の先生から聞いています。市役所にも相談しましたが、予算がない、簡単には修理できないとのことでした。冬はともかく、夏は非常に暑く、熱中症が心配です。職員室やろう下は涼しいですが、エアコンが壊れている学童室だけは暑いんです。予算がないのであれば、北志津児童センター利用者から募金を集めるなどしてエアコンが早く修理してもらえよう、はたらきかけていただきますようお願いいたします。</p>	<p>エアコンについては、市役所とも協議中ですが、配管を予備のものとの交換し、現在は暖かい風や冷たい風が出るようになっております。また、市役所からも暖房器具や冷風機をお借りして対応いたしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー対応食があればぜひ利用したかった。</li> </ul>	<p>給食については、子どもの安全面を第一に考えております。業者とも相談しながら検討して参ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同行事はなくてもよいのではないのでしょうか？事前準備も大変ですし、週末は習い事で忙しいつても不参加になってしまいます。</li> </ul>	<p>合同行事については、異なる学校に通う地域の子どもの交流を図り開催させていただいております。各学童個別の行事を含めて、子どもたちの思い出に残る行事を今後も検討して参ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・プールなど習い事の送迎をしてほしい。</li> </ul>	<p>学童保育は集団生活になります。指導員が送迎をすると他の児童を保育することが難しい状況にあります。習い事を利用される際は学童をお休まして習い事を利用されるようにしていただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高いし予約切が早すぎて変更ができないのでとても不便。味もおいしくないと言っています。</li> </ul>	<p>お弁当の注文に関しましては、業者にお問い合わせの形で提供させていただいております。材料準備などの都合上、早めの注文依頼を受けておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。メニューについても業者と協議して参ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・お友達が少ないときは嫌がっています。</li> <li>・土曜の合同はあまり進んで行きたがらない。</li> </ul>	<p>学童では、学年等に関係なく皆が楽しめる様な生活の場を目指しております。今後は、学童で小さなイベントを用意するなどして子ども達が楽しめるようにしてまいります。また、土曜保育に関しては1～6年生の利用、また指導員が週替わりになるため、なかなか環境に慣れづらいいことと思います。私たち指導員もなかなか遊びの輪に入れない子には声をかける等、子どもたちが楽しく学童を過ごせるよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・お互いに時間がなくそこまで情報交換は出来ていない。学童での様子についてこちらから聞けば教えていただけるが、学童側からの積極的な情報交換はあまりない様に感じる。</li> <li>・送迎時にゆっくり話す時間がない。</li> </ul>	<p>申し訳ございません、できるだけ学童では保護者の方にその日の子ども達の様子を伝えられるように時間を作っておりますが、お伝えできていない状況もあったと思います。できるだけお伝えできるように対応して参ります。また、保護者の方にお時間が取れない場合には、ブログやだよりにて学童の子ども達の様子を伝えておりますので、ご覧ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マチコミで色々な案内を頂いているが書面を読んだだけでは詳細が分からず、口頭で聞く事が多い為、少し説明文など工夫してほしい。</li> </ul>	<p>申し訳ございません、学童だより、マチコミで保護者の方に情報をお伝えする際は重要は部分やお伝えしたい場所は太字や下線部、文字の色を変更する等、情報をわかりやすいように工夫して参ります。</p>

<p>・常勤の先生や一部の見守りスタッフの対応には満足しているが、正直それ以外のスタッフには残念に思う事も多い。常勤の先生がおらず、高齢のスタッフだけだと、お迎えに行ってもチラッとこちらを見るだけで、声かけすらない時があり残念に思う事がある。</p>	<p>今後は、そのような事がないように全ての指導員で情報を共有して同じような対応が出来るようにして参ります。学童での様子をしっかりとお伝え出来ずに申し訳ございません。一人ひとりの保護者の方と毎日お話しができるように、工夫・改善してまいります。</p>
<p>・外に見える場所以外で遊んでいる時に親が子どもを呼びに行くのが大変です。</p>	<p>外遊びの時間にお迎えに来られた際は外にいる指導員がお迎えに来た児童をすぐに呼んで対応出来るようにして参ります。</p>
<p>・土曜日でも平日同様に19時まで保育をしてほしい。</p>	<p>佐倉市での開閉時間が決まっておりご不便をおかけしますが、児童や保護者の立場に立って検討してまいります。今後ともご理解・ご協力の程よろしくお願ひいたします。</p>
<p>・夏休みに利用したが、子どもはあまり美味しくなかったと言っていました。来年は別のお弁当業者を検討してほしい。 1食440円は少し高い気がする。土曜日もお弁当利用希望。 注文したいが、7月に7・8月分のお弁当の申し込みをするのはシフトで勤務している身としては困難である。予想して注文するのはもったいない。</p>	<p>現在給食に関しましては幼稚園給食さんをお願いしております。こちらから幼稚園給食さんと協議した上で、今後検討させていただきたいと考えております。</p>
<p>・迎えに行くと子ども達の方が先に気づく事が多い気がしました。もし不審者がそっと入って来たら・・・と思うと少し怖いです。何か誰が入ってもわかるような対策があってもいいと思います。</p>	<p>ご心配をおかけして申し訳ございません。今後井野学童では入り口に鈴をつける等、誰が入って来ても直ぐに気が付けるように対応してまいります。</p>
<p>・北志津児童センターの駐車場が電気のついてない日があり、真っ暗で危険だった。 節電対応だったのかもしれませんが、安全を考えると点灯を希望します。</p>	<p>できるだけ危険のないようにコミュニティセンターと協議してまいります。</p>
<p>・夏休みの水遊び時、男の先生に着替えを見られたのが嫌だったと子どもから言われました。</p>	<p>今後、水遊び前の着替えの際は大きなパーテーションを準備して女性指導員を中心に着替えを実施して参ります。</p>
<p>・男女一緒に遊べる遊びをやってほしい。 ・みんなで遊ぶレクを増やしてほしい。</p>	<p>最近は大いぶ緩和され遊べる幅が広がりましたので、男の子も女の子も一緒に遊べる遊びを計画してまいります。普段の保育の中で工夫しながら、子ども達に新しい遊びを提供し、学童での生活が有意義になるよう計画してまいります。</p>
<p>・学童内で長期休暇の時に外への散歩や遠足があるといいと思う。</p>	<p>できるだけ外に出られる散歩、遠足等を検討してまいります。</p>
<p>・土曜日の合同行事など、仕事の調整もある為、年間行事や早めに分かるものを配ってほしい。</p>	<p>年間行事が決まりましたらマチコミで発信できるようにしていきたいと思ひます。</p>
<p>・新1年生の新規の学童参加という環境も理解しますが、春休み期間中も給食の申し込みを受け付けてもらいたい。とても負担になっているので。</p>	<p>今後検討してまいります。</p>
<p>・給食の1食の値段が高かったり、キャンセル出来ないのが中々注文出来ない。 ・8月の給食の締め切り日が早すぎる為、確定できない時にオーダーしなくてはならず、とても不便に感じる。</p>	<p>他の業者も含めて、今後も利用しやすい給食提供を検討してまいります。</p>
<p>・お休みの連絡してあるのに(メール送信済み)確認のTELが来ることがちよくちよくあります。</p>	<p>申し訳ございません。今後、メール確認の際に漏れてしまわないよう気を付けてまいります。</p>

<p>・以前、学童だよりで「マスクの着用の徹底をお願いします」との文言がありました。日本においてマスクはあくまで「任意・推奨」であって「強制」ではありません。(マスクを強制できる法律は一切ありません)。また、令和4年10月14日に、厚労省より、「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう周知をお願いします」と通達も出ています。これから寒くなり、風邪を引く子どもも多いでしょうが、マスクはあくまで本人の自由です。「着用の徹底」など「人権無視」ととらえかねない文言は今後一切ださないでください。よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>文言に関しまして、マスクの着用を強いるような文章は今後使用しないように気を付けてまいります。引き続き、感染症対策へのご協力をよろしくお願いいたします。</p>
<p>・宿題を遊ぶよりも前にさせてほしい。 ・宿題(学習)の時間が毎日バラバラなので統一していただくと良いと思います。</p>	<p>おやつ→学習→自由遊び(外または体育館)の順番で、毎日必ず学習を先に行えるよう変更いたしました。今後も徹底してまいります。 一日の流れをホワイトボードに記載し、登所時に子どもたちにお伝えはしますが、その日の状況によって急遽流れを変更することもあります。統一できずに申し訳ございません。今後は時間のばらつきがないようにしてまいります。</p>
<p>・体育館の工事中は音や振動がすごくて、こんな場所によく1日いられるなど思ったので、学校と相談して別の場所に移動してほしいと思いました。(具合が悪くなりそう)</p>	<p>現在体育館の工事は終わっておりますが、児童の安心・安全面からの今後の検討課題とさせていただきます。ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>
<p>・学童だよりの写真から普段の生活などがうかがえますが、もっとたくさん写真を見ることが出来たらうれしいです。</p>	<p>学童だよりににつきましては、より写真を載せるスペースを増やすなど、工夫を行ってまいります。また、学童保育所では、ホームページにてブログの更新も行っており、そちらでも写真を掲載しておりますので、ブログもぜひご覧いただければ幸いです。</p>
<p>・可能であれば土曜日の学童でもお弁当が利用出来ると嬉しいです。 ・給食がない日は全てお願いしたいくらいです。(始業式など)</p>	<p>お弁当注文に関しましては、業者をお願いする形で提供させていただいております。今後も業者と協議しながらお弁当の提供を継続していきたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。</p>
<p>・夏休み前(1学期)に話を聞かない(約束を守らない)お子さんがいて外遊びがなくなったという話がありました。先生方の人数もあるので、外に出れないのはしょうがないと思いますが、約束を守れないお子さんに対する対応を憂慮してもよいのではと思いました。(バツやレッドカードというのは少しきつuitと感じました。)</p>	<p>「学童はみんなで過ごしているところ」ということを子どもたちに伝えようとした結果、厳しい指導となってしまいました。現在はカード等使用せず、走ってしまわないように環境作り工夫をするようにしております。今後も指導員の指導についてお子様からお話があるかと思っております。何かございましたらお聞かせいただければ幸いです。</p>
<p>・内容にもよりますが、お菓子ばかりではなくおにぎりやふかしもや簡単なサンドウィッチなどがあると良いと思います。</p>	<p>お子様のアレルギーの関係や食品の保存方法の関係、好き嫌いの違い等で、おやつは各ご家庭から持参して頂く形を取らせて頂いております。今後提供できるか検討させていただきます。ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>

### 意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>前年度同様、いただいた数々のご意見につきましては改善出来るものは迅速に改善してまいります。 また、コロナウイルス感染予防策の徹底は大前提とし、遊びや行事の提供についてもいただいた意見を踏まえながら、対応できるよう検討してまいります。 また感染予防だけでなく、子ども第一に考えてできる行事や遊びを検討してまいります。また利用者との情報の共有をもっとできるツールの検討、やり方の検討をして安心して利用していただける施設を目指します。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>利用者の意見を真摯に受け止め、可能な限りの対応がとられていると思いますが、学童の長期休みの給食や情報発信に関する要望が多いようなので、これについてはぜひ前向きな改善を検討いただければと思います。</p>

⑥総合評価

【令和4年度】  
意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>今年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらの運営ということで児童センター及び学童保育所ともに新型コロナウイルス感染症拡大防止により制限をかけての運営になりました。なかなか利用できない状況も考えられ、マチコミやHP等を活用し、タイムリーに情報の発信ができるようにしてまいりました。</p> <p>施設内消毒を徹底したり、健康チェックも職員・利用者共に徹底し、安心・安全を第一に取り組んでまいりました。なかなか感染が落ち着かない中でも入館制限中でも利用者が安心して利用できるという声をいただくこともでき、制限の中でも相談業務、新たな遊びを提案し、利用者に寄り添う運営をしてまいりました。</p> <p>今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底した上で、近隣及び世間のニーズに注目しつつ、現状の利用者のニーズを理解した運営に取り組んでまいります。</p> <p>・学童保育所が増えたことにより、待機児童も出さずに運営はできております。ただ、少なからず学童児童も感染してなかなか思うような保育ができていないこともあり、密を避けられるような遊びの提案を行いながらもその時の児童にあった保育や保護者の考えに共感しながら運営していくためにも調査をしながら保護者との会話にヒントを見出し、安心して安全に遊び、児童が心から落ち着いて過ごせる場所を提供することを目標にしております。</p> <p>目標達成の為、支援員のスキルアップは欠かせず研修に参加し、今後も保育の質を高めていけるようにしてまいります。また、各学童保育所に関しても北志津児童センター同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底し、子ども達が安心して通える学童を目指してまいります。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>(児童センター) 前年度に続き感染対策、利用制限を行った状況での運営となりましたが、その中でも3年ぶりのワンパクまつりの開催や各種事業の継続など多くの実績をあげられていたと思います。</p> <p>(学童保育所) 児童センター同様感染対策を行いながら、ニーズに沿った適切な運営が行われていました。学童利用児童数が多い地区でありながら、柔軟な受け入れ態勢を維持し待機児童を発生させたなかったことも評価できます。</p> <p>今後も保護者、子どもたちだけでなく全ての利用者が安心安全に利用できる施設運営を目指し努力を継続していただければと思います。</p>

## 別記様式2

## 年度モニタリング〔第三者(利用団体等)評価〕(令和4年度)

施設名称	北志津児童センター
評価者・団体	運営委員会

## 業務点検シート

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準		
1 基本事項		
開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	S
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	S
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	S
2 維持管理業務に関する基準		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	S
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	S
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。	S
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	S
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	S
	不足している物品はないか。	S
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	S
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	S

3 施設運營業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	S
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	S
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	S
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	S
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	S
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	S
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	S
	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	S
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	S

#### 総合評価

・なかなかこまかい事まではわかりませんが、ワンパクまつり会議等の企画運営、子供達との係わり方を見ているととても良い関係が保たれているように思います。

・新1年生の4月の段階で、どの子が学童を利用しているのかを、学校としてもしっかり把握していなければいけないと思いました。(保護者へ心配させないため)

・令和5年度の新1年生については、学童さんとよく情報交換できるようにします。その他については、とてもよくやっていただきありがたく思っています。

・妊婦、赤ちゃん、児童にとって安心して過ごせる場所となっている。又、土曜、日曜日は、父親、祖父母と子供の和やかでアットホームな空気が素晴らしいです。地域に根ざした北志津児童センターを高く評価致します。

## 指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度：令和4年度

施設名：北志津児童センター及び北志津児童センター学童保育所外7学童保育所

チェック項目		チェック結果
<b>1 就業規則</b> （労働基準法(以下法)89・90・106条、労働基準法施行規則		(以下規則)6条)
(1)	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
<b>2 労働条件等の明示</b> （法15条）		
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第15条] □明示すべき労働条件の内容 ①契約の期間、②就業の場所・従事する業務の内容、③労働時間に関する事項、④賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期に関する事項⑤退職に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。
(2)	短時間労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない。
<b>3 労働時間</b> （法32・34～36・39条等）		
(1)	所定労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内としているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 所定労働時間は、法定労働時間内である。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制を採用している。 <input type="checkbox"/> 所定労働時間が法定労働時間を超えている。
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 定めている。 <input type="checkbox"/> 定めていない。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制をとっていない。
(3)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ①交替制勤務における引継ぎ時間 ②業務報告書等の作成時間 ③仕事の打合せ、会議等の時間 ④参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	<input checked="" type="checkbox"/> 算定している。 <input type="checkbox"/> 算定していない。
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などにに基づき、適正に把握しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適正に把握している。 <input type="checkbox"/> 適正に把握していない。
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適法に取得させている。 <input type="checkbox"/> 適法に取得させていない。
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせている。 <input type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせていない。
(8)	(7)の労使協定(36協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」の範囲内で締結しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結している。 <input type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結していない。
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
<b>4 賃金</b> （法24・37・最低賃金法4条等）		
(1)	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。

チェック項目		チェック結果
<b>5 法定帳簿（法107～109条等）</b>		
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成していない。
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成していない。
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
<b>6 労働安全衛生（安全衛生法12・13・18・66条等）</b>		
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、月1回以上行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 <input type="checkbox"/> 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 聴いている。 <input type="checkbox"/> 聴いていない。
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 通知している。 <input type="checkbox"/> 通知していない。
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 提出している。 <input type="checkbox"/> 提出していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
<b>7 法令等の周知（法106条、労働安全衛生法101条等）</b>		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 周知している。 <input type="checkbox"/> 周知していない。
<b>8 雇用保険・社会保険（雇用保険法4～6条、健康保険法3条等）</b>		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。